

INFORMATION

「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」  
開催のお知らせ

日 時：平成22年11月26日(金)  
午後1:30～4:30（開場午後1:00）  
ところ：奈良市ならまちセンター市民ホール  
主 催：奈良県・奈良県警察・(社)なら犯罪被害者支援センター  
プログラム  
♪ウエルカムコンサート（奈良県警察音楽隊）  
♪開会式典 主催者あいさつ等  
♪基調講演「途切れない支援の重要性」  
講師：土師 守（はせ まもる）氏  
全国犯罪被害者の会幹事  
NPO法人ひょうご被害者支援センター監事  
♪被害者支援フォーラム「犯罪被害者への途切れない支援」  
アクセス：近鉄奈良駅より南へ徒歩10分  
P有料約50台（公共機関をご利用下さい）  
参加は無料です。参加申し込みは当センター事務局へ

犯罪被害者週間と街頭広報活動

「犯罪被害者等基本法」に基づいて11月25日～12月1日の1週間は「犯罪被害者週間」に設定されています。この期間は国・地方公共団体・民間団体等が、犯罪被害者等への理解を高めるために広報活動を重点的に行っています。

当センターでは「犯罪被害者週間」と「地下鉄サリン事件被害者支援一斉キャンペーン」に賛同して、11月17日午前10:30～11:30に近鉄奈良駅前で「街頭広報活動」を行います。活動では案内パンフレット・機関誌等とともに、「天然パーム油原料のアロマキャンドル」を配布します。香りはラベンダー・ローズマリーなど5種類です。

「県民のつどい」および  
「街頭広報活動」へのご参加をお待ちしています。



写真：砂状のキャンドル

募金箱を設置しています

当センターでは現在100個あまりの募金箱を、ご好意により設置させていただいている。主な設置場所は県下の南都銀行、警察署をはじめ、商店や会社窓口などです。当センターに最も近い「南都銀行本店」（奈良市橋本町）をお訪ねしました。

営業部副部長の井上清さんは「『県民のつどい』に行って、センターが心のケアだけでなく、病院・警察などの付き添いといった具体的な支援をされていることを知りました。みなさんボランティアで活動されているので、その一助になればと思います」と話されました。

お話の中で「募金箱は管理上、毎日金庫に納めている」そうで、大変お世話になっていることを知りました。いつもご協力ありがとうございます。みなさまも見かけられた際には、どうぞよろしくお願ひします。



写真：南都銀行本店窓口の募金箱

電話相談・面接相談のご案内

犯罪被害に遭われた方、  
ひとりで悩まずご相談を



0742-24-0783  
ゼロナ ヤミ

- ◇電話相談は無料です。相談日時は月・火・水・金・土曜日の10時から15時まで。
- ◇電話相談をお受けしたのちに、ケースに応じて面接相談、心理相談、法律相談等を紹介します。
- ◇なお専門家による相談は一部を除き有料となります。  
詳細は事務局までご連絡ください。

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

(社)なら犯罪被害者支援センター

[Nara Victim Support Center]

事務局 〒630-8217 奈良市橋本町3番地の1  
奈良マーチャントシードセンター3F

TEL 0742-26-6935

FAX 0742-95-7560

活動日時 月・火・水・金・土

10:00～16:00

「ハートニュース 2010秋号 Vol.10」

発行責任者：森田清司 / 発行日：平成22年11月

写真&編集：石原淑子 / イラスト：石原真弓



# ハートニュース

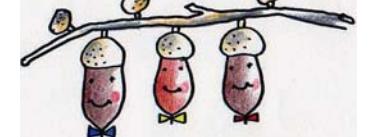
(社)なら犯罪被害者支援センターは犯罪被害に遭われた方々をサポートしています。



奈良市・般若寺 観音石仏とコスモス

## CONTENTS

■ ご挨拶 副理事長 島本郁子	2
■ 「第二次犯罪被害者等基本計画」について	2
■ 相談・支援活動概況 [平成22年度前期]	3
■ しんちゃん&センタくん=堀尾治代氏=	3
■ 広報・研修活動カレンダー[平成22年度前期]	4～6
■ 会計報告 [平成21年度]	7
■ ブログ「ハートさんの活動だより」デビュー	7
■ 「平成22年度県民のつどい」開催のお知らせ	8



(社)なら犯罪被害者支援センター

相談電話

0742-24-0783

ゼロナ ヤミ

月・火・水・金・土 10:00～15:00

## (社)なら犯罪被害者支援センターは 来年10周年を迎えます

副理事長 島本 郁子



皆様には平素から、(社)なら犯罪被害者支援センターの運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

当センターは平成13年に民間の任意団体として発足し来年10年目を迎えます。昨年10月29日、奈良県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けるに至りました。その間、関係者各位の暖かいお力添えにより、信頼される団体として着実に歩みを進めて参りました。これは私どもの活動に日頃よりきめ細かいご指導を頂いている奈良県警察はもとより、多くの法人・団体・正会員・賛助会員のみなさまのご賛同、ご協力の賜であります。さらに日々被害者支援相談にあたり、積極的に更なる研修活動と自己研鑽に努めておられるボランティア支援員のご努力にも感謝いたします。

思い返せば、10年前の平成13年9月に設立された当初は、専用電話一本からのスタートでしたが、開設当時は天理大学の御厚意により研究室の一室をお借りしました。被害者支援の全国的広がりが求められていた時期であり、同年11月に「全国被害者支援ネットワーク」への加盟が承認され、全国で21番目の登録となりました。

平成16年10月に新事務所は奈良県農業会館5Fに移り、専従の事務職員を1名採用しました。それまでの相談にあたったのは現理事と「いのちの電話協会」の犯罪被害者の担当者でした。その後相談件数の増加と相談員の資質確保のため、当センター所属の相談員が必要となり公募しました。研修課程を修了した第1期生24名が平成18年4月1日に誕生しました。

さらに平成20年4月に現在の奈良マーチャントシードセンター3Fに移転して事務局体制は一段と強化されました。平成20年は2期生・5名、21年は3期生・12名であり、平成22年度の4期生は現在15名が養成講座を受講中です。現在は犯罪直後からの支援活動に必要な、電話相談員34名と直接支援員31名の支援体制となりました。

当支援センターの発足から今まで、西口理事長は支援活動の先頭に立って、また物心両面から、支援活動と事務局の活動を支えて下さっていることに感謝しております。

今後は「犯罪被害者等早期援助団体の指定」を重く受け止め、被害者等の支援の要請にしっかりと応えるべく、支援員とともに最善の努力を重ねていきたいと決意を新たにしております。今後とも更なるご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また来年は設立10周年を迎えるに当たり、秋頃に10周年記念事業を企画いたしておりますので、その節は皆様のご参加とご協力をお願いいたします。

## 来年度から「第二次犯罪被害者等基本計画」が施行されます

2005年に策定された「犯罪被害者等基本計画」が5年目となり、現在見直しが行われています。

現行の基本計画にある「4つの基本方針と5つの重点課題」が継続されます。4つの基本方針は①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること②個々の事情に応じて適切に行われること③途切れなく行われること④国民の総意を形成しながら展開されること、です。

また5つの重点課題とは①損害回復・経済的支援等への取組②精神的・身体的被害の回復・防止への取組③刑事手続への関与拡充への取組④支援のための体制整備への取組⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組、です。

想像を超えて拡充したのは「◎被害者参加制度の導入◎少年審判の傍聴が可能となったこと」などです。さらに来年度見直しの要点は、「犯罪給付金制度の拡充および新たな補償制度の創設に関して⇒検討委員会の設置」「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進⇒モデル事業として始まっている」「民間団体の財政的基盤充実への協力⇒『犯罪被害者支援募金』(仮称)の創設を検討、およびシンボルマーク製作中」などとなっています。

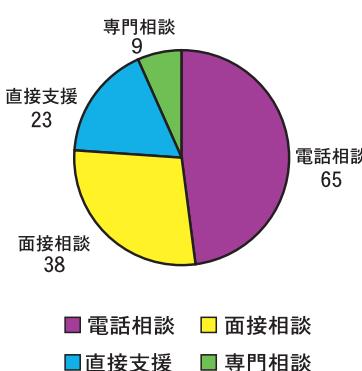
## 相談・支援活動の状況 平成22年度前期（4月～9月）

昨年10月に「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、ほぼ1年が経過しました。前期の相談総件数は135件でした。直接支援は23件で、昨年と比べ3件増加、警察からの情報提供によるものは1件でした。電話相談・面接相談件数は103件で、昨年同期より27%増加し、カウンセリング等の専門相談も増えています。相談内容では、相変わらず「性的被害」「DV被害」件数が多くなっています。

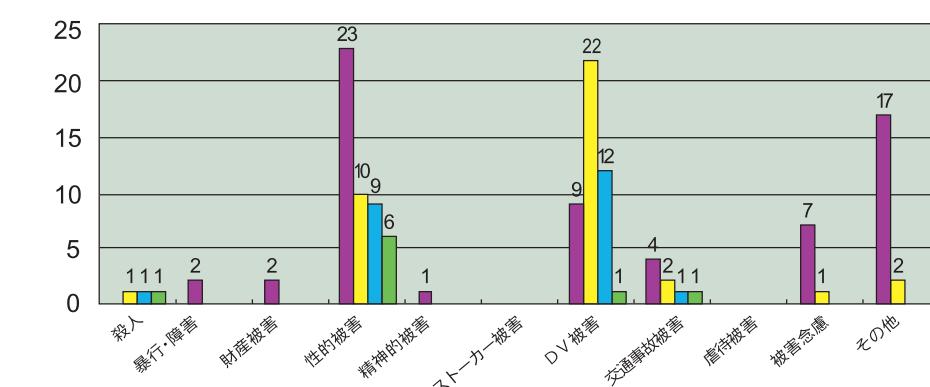
DV被害で長年にわたり支援を行っているケースでは、離婚調停が不成立となり離婚裁判へと進みました。夫はDVを認めようとしません。離婚には応じたものの財産分与や慰謝料の面で折り合はず、2年あまりにわたり公判が続きました。長期の公判により被害者の心身は平静を保てず、納得できないまま和解案を受け入れました。どこまでも被害者を苦しめるDV加害者のするさや執拗さを再認識し、DV被害からの回復や自立の難しさを痛感しました。

当センターでは犯罪被害に遭われた方が被害から回復されて、再び平穏な生活がおくれるようにお役に立ちたいと思っています。支援を必要としている方に情報が届くよう、広報・啓発活動にも力を入れたいと思っています。

### 相談・支援活動状況



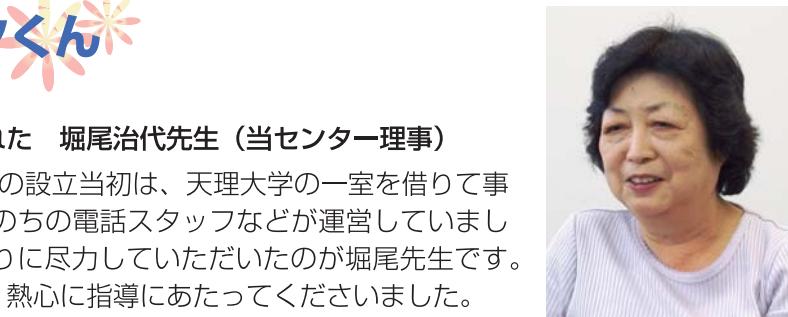
### 被害の内容別相談件数



天理大学人間学部教授を今年退官された 堀尾治代先生（当センター理事）

来年10周年を迎える当支援センターの設立当初は、天理大学の一室を借りて事務局を置き、大学職員や学生、奈良いのちの電話スタッフなどが運営していました。設立を大学側に提案し、体制づくりに尽力していただいたのが堀尾先生です。その後も被害者支援の重要性を認識し、熱心に指導にあたってくださいました。

「当時の学長が『大学の知識・学問を社会に活かし、つながりを深めよう』と予算をつけ、カウンセリングルームの一角を使用できました。また天理大学に13年在籍された河合隼雄先生（臨床心理学者）の影響も大きく、天理大学の臨床心理士の資格整備にも貢献されました」と思い出話をされました。



先生と同席した荻原敦子さんは、当初から電話相談を受けていた学生スタッフで、現在は臨床心理士として母校のカウンセラーをされています。「当時は被害者支援ということばさえ珍しく、借金返済の相談などが多かったです。でも普通の授業では得られない、貴重な体験となりました」と振り返っていました。

なら犯罪被害者支援センター 平成22年度 前期(4月~10月)

## 「広報・研修活動」カレンダー

平成22年度前期は「支援員養成講座」はじめ「継続研修」や「他機関での講習参加」など、研修活動が非常に活発に行なわれました。今年度の県外研修は、滋賀県大津市「NPO法人あうみ犯罪被害者支援センター」を訪ねました。

広報活動では西大寺駅で「街頭広報活動」を実施しました。また新設したブログ「ハートさんの活動だより」が好評です。



### 平成22年度 第1回通常総会



写真：平成22年度第1回総会

とき：平成22年6月18日（以下「平成22年」は省略）  
ところ：ならマーチャントシードセンター  
(以下「ならマーチャントシードセンター」は省略)

第1回通常総会では平成21年度の事業報告および決算について報告され、承認を得ました。西口廣宗理事長から「昨秋『犯罪被害者等早期援助団体』に指定され、次の目標は今年度中に公益社団法人への申請をめざしたい」と挨拶がありました。

川崎事務局次長は「公益社団法人への移行」に関する現状報告について、「移行認定の申請時期は平成23年2月頃を予定している。移行に伴う課題として ①定款の変更が必要、②公益目的事業数を増やす、③収益事業がないこと、④安定財源の確保 などがある」と説明しました。

### 4月の定例研修「奈良県臨床心理士会 司法臨床部会」との交流



写真：司法にかかわる臨床心理士と支援員の交流

とき：4月24日  
講師：三木善彦氏（帝塚山大学教授・当センター顧問）

奈良県臨床心理士会司法臨床部会に所属する方々8名との研修会を持ちました。当センターの事業案内や事例の紹介では、「具体的な解決方法がなされ、感心しました」という感想などがありました。また近年刑務所での矯正教育においても、「被害者や被害者遺族の声や立場」などを取り入れていることが紹介されました。

### 5月の定例研修 事例検討会「被害念慮について」

とき：5月20日  
講師：藤掛永良氏（奈良県臨床心理士会理事・当センター顧問）

「被害念慮と思われる相談者への対応」をテーマに事例検討を行いました。「被害念慮」というのは、被害妄想とまでは言えないレベルの被害意識のことです。

藤掛氏は「電話をかけてくるのは『どうにも生きにくい心的状況』があるから。それを理解することが大切」と解説されました。

写真：藤掛氏を講師に事例検討



### 6月の定例研修 事例検討会「DVと性被害の実態について」

とき：6月22日

講師：井ノ崎敦子氏

（帝塚山大学 学生相談室カウンセラー・臨床心理士）

「DVと性被害の実態」をテーマに事例検討とロールプレイを行いました。

井ノ崎氏は「相談を受けることで、自分のなかの暴力性と対峙する必要性も生じてきます。思い込みを捨てて、相談者の声をしっかり聞くことが大切です」と話されました。



写真：ロールプレイをする支援員

### 近鉄西大寺駅周辺で街頭広報活動



とき：6月19日午前10時から

ところ：近鉄西大寺駅北側および南側歩道上

当センタースタッフと奈良県警本部被害者支援室のスタッフ、約20人が参加して街頭広報活動を行いました。のぼり旗をたてかけて、道行く人々に啓発グッズやパンフレットを配布しました。

おりから「遷都1300年祭」を訪れる人々で、周辺は大変な賑わいでした。広報活動用のグリーンのジャンパーが目に鮮やかです。

写真：西大寺駅南側の広報活動

### 2010年第1回「全国被害者支援ネットワーク 近畿ブロック研修会 ひょうご」に参加

とき：7月3～4日 ところ：神戸市元町 パレス神戸

「近畿ブロック研修会」には当センターから9名、全體で約50名が参加しました。研修のプログラムは「支援者の自己理解」「相談の技術」などに加えて、「広報活動について」「自助グループを知る」など特色あるテーマも含まれていました。

各講義やグループワークは、阪神大震災における支援活動の積み重ねが感じられ、効果的に有意義な研修となりました。



写真：支援員自身の心の癖を知るグループワーク

### 平成22年度(第4期)「犯罪被害者等支援員養成講座」始まる



養成講座は8月27日から最終回の11月12日まで、約3ヶ月間にわたり毎週1回、全12回（48時間）を開講します。

講師は被害者遺族の方をはじめ、医師・臨床心理士・弁護士・被害者支援に関わる団体スタッフなど、各方面の方々が担当します。

今年度は15人（男性3人・女性12人）が受講中で、小学校教師を退職した女性は「子どもたちが育つ過程を見てきましたが、この養成講義を聴き『自分も結果を求めすぎたかもしれない』と反省しています。経験を社会に活かしていきたい」と自己紹介されました。また60代男性は「被害者支援や心理・法律などについて、これまで全く関わっていませんが、講座で支援の重要性と大変さを知りました」と話されました。

養成講座終了後は、先輩支援員との「電話相談実習」を経て、来年4月に新支援員として委嘱が行われます。

## 7月の定例研修「ヨーガとストレス・マネジメント」

とき：7月16日

講師：大西陽子氏（ヨーガ・インストラクター）

健康体験の一環として実施したヨーガは、まずストレッチから始め、ヨーガ独自の呼吸のしかた、それに合わせた身体の動きやポーズを学びます。特に支援員としてコリが強くなりやすい「肩・腕・腰…」などを重点的に行いました。大西氏から「肉体の調整を通じて心理的・精神的な調整をします」と説明がありました。

写真：ヨーガで汗を流す支援員



## 8月の定例研修「法テラスの概要と役割等について学ぶ」



とき：8月26日

講師：福田昌数氏（法テラス奈良地方事務所・事務局長）

法テラスの業務や支援状況で、特に犯罪被害者支援と関係が深いのは「被害者裁判の国選弁護士の紹介」や「民事法律扶助業務」があり、制度の概要や具体的な利用方法をお聞きしました。

奈良県の場合事例としては「性犯罪・DV」が多く、昨年度は7件でした。また現在奈良県下で弁護士会に所属する約120人のうち、「被害者支援」に登録している弁護士はおよそ1割の12～3人（女性4人）だそうです。「最も必要性を痛感するのは、弁護士の選任や紹介に至るまでの道筋をつけること。被害者支援センターなどとの連携をさらに強めたいです」と説明されました。

写真：法テラスの業務を学ぶ

## 9月の定例研修「奈良県中央こども家庭相談センター」見学

とき：9月22日

講師：市口和子氏

（奈良県中央こども家庭相談センター次長）

女性の相談機関であり、「シェルター」としての機能を持つ「奈良県中央こども家庭相談センター」を訪問し、市口和子次長に現状や課題などをお聞きしました。

昨年度の相談件数は1,165件で、これは前年の15%増であり、全国平均を上回っています。特に60代女性からの相談件数がこの2年間で3倍に急増しています。市口氏は「長い間我慢してきたけど、もうビクビクして暮らすのはいや、と決心する人が多いです」と説明され、「今後も同様のケースは増える」と予測されています。



写真：「定員16名の居室は満員」と市口次長

## 10月県外研修「NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター」と交流



とき：10月12日

ところ：滋賀県大津市

「NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター」

同センター事務局長の橋本壽子氏から、「相談支援の概況」「支援システムの課題」などの説明がありました。現在最も力を入れているのは「犯罪被害者支援フォーラム2010（2010年11月12日開催・河野義行氏の講演）」、および「広報活動の新しいマスクット～信楽焼のフクロウ」だそうです。風流なフクロウは募金箱にもなるのです。（詳細は同センターHPをご覧ください）アイデア豊かな活動に感心しました。

写真：センターの概況を説明される橋本事務局長

## 賛助会員・寄付等のお願い

(社)なら犯罪被害者支援センターの活動は、「正会員」「賛助会員」の会費と、ご寄付により支えられています。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。個人会員には会員証（樹脂製・小）、法人会員には会員証（樹脂製・大）を用意しています。詳細は事務局までご連絡ください。



### 賛助会員年会費

個人	1口 3,000円
企業・団体	1口 10,000円

## 一口メモ「犯罪被害者給付金」

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重症病または障害という重大な被害を受けながら、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に支給されます。警察署への申請補助を当支援センターでも行います。

- ① 遺族給付金：生計維持関係遺族を有する場合  
「872.1～2,964.5万円」  
それ以外の場合「320～1,210万円」
- ② 重症病給付金：上限額 120万円
- ③ 障害給付金：重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合「1,056～3,974.4万円」

平成21年度収支計算書（単位：円）	
科 目	決 算 額
1. 収入の部	
① 正会員収入	268,000
② 賛助会員収入	5,301,000
③ 寄付金収入	1,917,782
④ 助成金収入	5,000,000
⑤ 受講料収入	168,000
⑥ 委託金収入	1,735,742
⑦ 雑収入	12,354
当期収入合計	14,402,878
2. 支出の部	
① 事業費	8,850,153
給料手当支出	3,512,444
福利厚生費支出	509,625
旅費交通費支出	939,340
通信運搬費支出	282,630
広報啓発費支出	1,601,778
相談活動費支出	73,370
支援員養成費支出	381,295
調査研究費支出	88,766
印刷製本費支出	877,135
負担金支出	100,000
消耗品費支出	45,243
諸謝金支出	410,000
雑費支出	28,527
② 管理費	3,109,543
給料手当支出	1,428,800
福利厚生費支出	227,251
会議費支出	67,440
旅費交通費支出	525,120
通信運搬費支出	93,094
消耗什器備品費支出	83,990
消耗品費支出	163,448
賃借料支出	485,205
雑費支出	35,195
③ 投資活動支出(什器備品購入等)	2,156,906
当期支出計	14,116,602
当期支出差額	286,276
前期繰越収支差額	1,573,418
次期繰越収支差額	1,859,694

## ブログ「ハートさんの活動だより」デビュー！

平成22年7月に、(社)なら犯罪被害者支援センターのブログ「ハートさんの活動だより」を新しくたちあげました。支援員のハートさんが研修会や広報活動を中心に、相談・支援活動、事務局の活動などを写真とともにアップしていきます。

日本財団が提供している「CANPAN」というブログを使っていますが、特徴は「成果物」と呼ぶネット上の図書館があることです。この機関誌「ハートニュース」のバックナンバーをはじめ、当センターの「事業概要」などの資料を置いています。

ブログではより多くの情報やタイムリーなニュースを掲載することができます。犯罪被害者支援に関心のある方、情報が欲しい方はアクセスをお願いします。当センターホームページ<<http://www8.ocn.ne.jp/~nara-vsc/index.html>>から「ハートさんの活動だより」<[http://blog.canpan.info/naravsc1234/category\\_2/](http://blog.canpan.info/naravsc1234/category_2/)>バナーをクリック、あるいはキーワード検索をしてください。

